

「週休2日制確保試行工事」の実施について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場における「週休2日制」の確保等が課題となっています。

このため、公益財団法人東京都道路整備保全公社では、「週休2日制確保試行工事」を平成31年4月1日から実施していきます。

1 試行工事の概要

【発注段階】

- ・発注者が特記仕様書等において、「週休2日制確保試行工事」である旨を記載

【施工段階】

- ・受注者が「週休2日制確保試行工事」を実施するか否かを選択
(以下、実施する場合)
- ・受注者が広報板に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載
- ・週休2日相当の現場閉所計画が確認できる「現場閉所計画書」を受注者が提出※
※ 令和2年4月1日以降に公告等を行った案件は、提出不要です
- ・現場閉所を行うにあたっては、「現場閉所届」を受注者が提出。ただし、休日等「週休2日制確保試行工事」実施要領に指定のある場合は、提出不要です。
※ 様式を廃止しました。令和3年6月1日以降に公告等を行った案件は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告ください。

【完了段階】

- ・現場閉所結果が確認できる「現場閉所報告書」を受注者が提出

【週休2日に掛かる費用】

- ・当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした共通仮設費率、現場管理費率、労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価を補正しているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

2 その他

- ・試行工事の実施にあたっては、『公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休2日制確保試行工事」実施要領』に基づき行います。実施要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社ホームページから入手できます。

(https://www.tmpc.or.jp/07_keiyaku/system.html)

【問合せ先】

総務部計理課契約係 直通 (03) 5381-3372